

作成日 令和8年 4月 7日

令和 8 年度 施行

(業務名) 公共施設予約システム連携機能構築業務委託

(都市経営課 都市経営係)

公示用

(業務名) 公共施設予約システム連携機能構築業務委託

項目	単価	数量	単位	金額	備考
公共施設予約システム新機能実装・整備					
キャッシュレス決済システム実装					
キャッシュレス決済機能用システム開発・搭載					
		3	人日		技師C
		15	人日		技術員
電子領収書発行機能用システム開発・搭載					
		5	人日		技師C
		25	人日		技術員
スマートロックシステム実装					
スマートロック機能用システム開発・搭載					
		3	人日		技師C
		15	人日		技術員
スマートロック環境整備					
電気錠設置		1	式		見積
通信ネットワーク構築		1	式		見積
機器設定調整		19	人日		電気通信技術員
直接人件費計					
その他原価					
業務原価計					
一般管理費等					
ネットワーク機器					
スマートロック管理用PC		3	台		見積
屋外用AI監視ネットワークカメラ		3	台		見積
ギガアクセスルーター		2	台		見積
無線アクセスポイント		5	台		見積
映像録画装置		1	台		見積
PoEスイッチングハブ		3	台		見積
事業費計					
				()	
消費税 10 %					
合計					

公共施設予約システム連携機能構築業務委託仕様書

1 委託名

公共施設予約システム連携機能構築業務委託

2 趣旨

本事業は、公共施設の利用に係る住民サービスの向上、利用受付等の事務効率化、窓口業務の軽減及び、公共施設の利用促進を図るために導入したクラウド方式による公共施設予約システム(以下、「システム」という。)に、キャッシュレス決済機能及びスマートロック機能(以下、「追加機能」という。)を付加することで、更なる利便性の向上による利用件数の拡大を目指すものである。

3 事業期間

(1) 委託期間

契約締結日 ~ 令和8年12月18日

(2) システム運用期間

業務委託を受渡した日の翌日から(委託期間中の試験運用等は含まない)

運用にあたっての利用料については、年度ごとにシステム提供事業者と、別途契約を行うものとする。

4 業務範囲

本事業の主な業務範囲は以下のとおりである。

(1) 追加機能の構築・設定

追加機能の構築、動作環境の整備、システムとの連携に関する作業など

(2) 運用テスト等検証作業

施設利用者及び施設管理者双方の視点による各機能の動作検証

(3) 操作マニュアル作成及び操作研修

操作マニュアル作成のうえ施設管理者等への操作・管理等に関する研修を実施

(4) 施設利用者向けマニュアル作成

必要に応じて施設利用者への操作説明会の実施

(5) プロジェクト管理

本稼働までのスケジュール策定、進捗状況の管理・報告を行う

5 追加機能

本事業により導入する追加機能は以下のとおりである。

(1) キャッシュレス決済機能

- ・ オンライン予約完了と同時に利用料金の決済を完了できること。
 - ・ 利用者のキャッシュレス決済手段として、クレジットカード決済が可能であること。
 - ・ クレジットカードの種類、決済手数料又は手数料率等の概要については、協議の上決定すること。
 - ・ 令和3年4月1日付け総務省自治行政局長通知「地方自治法等における指定納付受託者制度の導入について」第二の1指定納付受託者の要件を満たす決済代行会社を選定し、芽室町公共施設予約システムとの連携を行うこと。
 - ・ システムより電子領収書の発行を可能とすること。
 - ・ 予約及び利用料金の支払い完了時に、電子領収書のダウンロードを可能とすること。
- (2) スマートロック機能
- ・ 芽室町公共施設予約システムとスマートロックシステムとが連携可能であること。
 - ・ 利用者のスマートフォンや予約時に指定された暗証番号を用いて開錠・施錠が可能であること。
 - ・ 管理用PCにより管理者において、通信による遠隔操作で開錠・施錠が可能であること。また、トラブル防止のためネットワークカメラにより管理者が入退館の確認が行えること。
 - ・ インターネット接続環境の無い施設においては、スマートロック管理用に環境を整えること。
- (3) その他
- 追加機能の導入にあたり、その他必要となる機能が生じた場合は協議の上、決定すること。

6 対象施設等

追加機能の対象施設は以下のとおりである。

- (1) キャッシュレス決済機能
システムが対象とする全ての施設
- (2) スマートロック機能
芽室西地区コミュニティセンター、芽室南地区コミュニティセンター、東めむろコミュニティセンター

7 個人情報保護

この業務を遂行するにあたり、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日号外法律第57号)、芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月1日条例第29号)、芽室町情報セキュリティポリシー等を遵守するとともに、個人情報保護対策が講じられているシステムを構築すること。